

一般的に次のような検討手順をおすすめしています。

### ステップ 1

所有資産の把握、考え方の整理

### ステップ 2

現状分析・問題点の把握 ・ 相続税の把握 (一次相続)  
(二次相続)

主に次の4つの課題に整理して検討を行います。

- ① 円満な遺産分割
- ② 円滑な相続手続き
- ③ 納税資金の確保
- ④ 相続税の軽減

### ステップ 3

相続対策の検討 [メリットとデメリットの比較]

遺言

信託商品

保険

不動産の有効活用

家族のためにも  
きちんと準備  
しておかないと



遺言を  
書いたほうが  
いいのかしら？

……次ページへ……▶

次のような方には遺言の作成をおすすめします。

**円満な相続を願う人**

- のこされた家族がずっと円満で幸福である事を願い、思いを実現したい

**妻の老後の生活の安定を願う人**

- 妻が老後を安心して生活できるように住居・生活費等に配慮したい

**オーナー経営者**  
(法人はもとより個人・農業・不動産・賃貸業等の経営者も含まれます。)

- スムーズな事業承継や株式・不動産の分散を防止したい

**一方の配偶者が既にお亡くなりになっている人**

- 一次相続において、子どもたちは、母(父)の心情を理解しているため、もめることが少ないが、二次相続ではもめる可能性があるため、それを避けた

**相続財産が居住用不動産に偏っている人**

- 居住用不動産の分割は難しいため、トラブルを避けたい



**子どものいない夫婦**

- 配偶者が死亡した場合、もう一方の配偶者が財産を全部相続できるとは限らない

————— 夫婦相互遺言

**再婚をした人**

- 先妻(夫)の子どもとのトラブルを避けたい

**独身者・身寄りのない人**  
(推定相続人が誰もいない人)

- 自分の思いどおりに財産をのこしたい

**先に死亡した子どもの嫁に世話になっている人**

- 嫁には相続権がないため感謝の思いをこめて遺言を書きたい

**お世話になった人や孫に財産をあげたい人**

- 法定相続人以外の人に特別に財産をのこしてあげたい



**寄附をしたい人**

- 財産を教育・福祉・芸術など社会活動に役立てたい

**家の墓を守ってもらいたい人**

- 先祖の祭祀主宰者を指定して系譜・祭具・墳墓を承継させたい

\*本紙は2020年4月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

**相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ**

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

